

1. 現状

- 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）は、放射線にさらされるおそれのある業務に従事する労働者の放射線障害を防止することを目的として、従来から国際放射線防護委員会の勧告を尊重してきており、同勧告及びこれを受けて国内の関係法令への取入れに関する具体的指針について取りまとめた放射線審議会の意見具申を踏まえたものとなっている。
- 平成30年3月2日の第140回放射線審議会総会において、眼の水晶体の放射線防護検討部会が取りまとめた報告書である「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について」は採択され、同日付けをもって厚生労働大臣を含む関係行政機関の長に対し意見具申された。

2. 放射線審議会意見具申の概要

平成30年3月2日の放射線審議会意見具申のうち、電離放射線障害防止規則に関する概要はおおむね次のとおりである。

1 新たな水晶体の等価線量限度の取り入れ

水晶体の等価線量限度を5年間の平均で20mSv/年かついずれの1年においても50mSvを超えないこととすることが適当である。

2 水晶体の等価線量を算定するための実用量

(1) 3ミリメートル線量当量による場所に係る測定

現時点においては場所に係る測定ではICRU球における3ミリメートルの深さでの方向性線量当量を法令に取り入れる必要性は薄いと考えられる。

(2) 3ミリメートル線量当量による個人の外部被ばくに係る測定及び水晶体の等価線量の算定

今後、正確に水晶体の等価線量を算定することが事業者等にとって必要となる場合があると見込まれることを踏まえれば、現行規定を見直し、個人の外部被ばく線量の測定方法として3ミリメートル線量当量を位置付けるとともに、3ミリメートル線量当量で水晶体の等価線量を算定することを可能とするべきである。

3 緊急作業者に係る水晶体の等価線量の限度について

現時点で緊急作業者に係る水晶体の等価線量限度を変更する必要性は薄く、必要に応じて検討を行うことが適当である。

4 除染等業務に係る水晶体の等価線量の限度について

除染等業務従事者について、水晶体の等価線量限度を規制に取り入れなければならない状況にはないと考えられる。

眼の水晶体の被ばく限度の見直し等について(2)

3. 眼の水晶体の被ばく限度の見直し等に関する検討会

【参集者（五十音順、敬称略）】

渥美 法雄	電気事業連合会原子力部長
漆原 肇	日本労働組合総連合会総合労働局雇用対策局局长
奥村 元子	(公社) 日本看護協会看護労働・確保対策担当専門職
樺田 尚樹	(学) 産業医科大学産業保健学部産業・地域看護学講座
古渡 意彦	(国研) 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究部門原子力科学研究所
富田 博信	(公社) 日本診療放射線技師会理事

永井 良三 (座長)	(学) 自治医科大学学長
萩原 亮一	全国電力関連産業労働組合総連合産業政策局長
濱 昌代	(公社) 日本歯科医師会理事
細野 眞	(学) 近畿大学医学部放射線医学教室教授
松本 吉郎	(公社) 日本医師会常任理事
山口 直人	(公財) 労災保険情報センター理事長
横山 須美	(学) 藤田医科大学医療科学部准教授

4. 電離放射線障害防止規則改正の概要

検討会の報告結果を踏まえ、電離放射線障害防止規則を以下のとおり見直す。

現行

- ① 放射線業務従事者の被ばく限度（電離則第5条関係）**
眼の水晶体の等価線量限度：
1年につき150mSvを超えない。
- ② 線量の測定（電離則第8条関係）**
1cm線量当量及び70 μ m線量当量（中性子線については、1cm線量当量）について行うものとする。ただし、一定の部位に放射線測定器を装着させて行う測定は、70 μ m線量当量について行う。
- ③ 線量の測定結果の確認、記録等（電離則第9条関係）**
眼の水晶体に受けた等価線量：
3月ごと及び1年ごとの合計について実施。
- ④ 電離放射線健康診断結果報告書様式（様式第2号関係）**
眼の水晶体の等価線量による区分欄：
45mSv以下の者、45mSvを超え150mSv以下の者及び150mSvを超える者。

改正案

- ① 放射線業務従事者の被ばく限度（電離則第5条関係）**
眼の水晶体の等価線量限度：
5年間に100mSv及び1年間に50mSvを超えない。
- ② 線量の測定（電離則第8条関係）**
1cm線量当量、3mm線量当量及び70 μ m線量当量のうち、実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、適切と認められるものについて行う。
- ③ 線量の測定結果の確認、記録等（電離則第9条関係）**
眼の水晶体に受けた等価線量：
3月ごと、1年ごと及び5年ごとの合計について実施。
- ④ 電離放射線健康診断結果報告書様式（様式第2号関係）**
 - ・眼の水晶体の等価線量による区分欄：
20mSv以下の者、20mSvを超え50mSv以下の者及び50mSvを超える者。
 - ・各線量による区分欄に検出限界未満の者の項目を追加。
- ⑤ 経過措置（附則関係）**
令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間、一定の医師※について、眼の水晶体に受ける等価線量の限度を1年間に50mSvとする。
※ 放射線業務従事者のうち、遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもなお眼の水晶体に受ける等価線量が5年間に100mSvを超えるおそれのある医師であって、その行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができないもの

5. 施行期日等

【公布日】 令和2年4月上旬（予定）
【施行期日】 令和3年4月1日